

新 福祉系高校修学資金貸付事業の創設

令和3年度予算額:地域医療介護総合確保基金の新規メニュー

【要求要旨】

介護福祉士の資格取得を目指す福祉系高校については、資格取得後の介護職としての定着率が非常に高く、こうした福祉系高校への支援を行うことにより、更なる介護分野の人材確保・定着につなげるべく、若者の介護分野への参入促進、福祉系高校の定員充足率の増加等を図るため、地域医療介護総合確保基金において新たに返済免除付き貸付事業「福祉系高校修学資金貸付事業」を新規事業として創設する。

【事業内容】

今後、必要となる介護人材等を着実に確保していくため、福祉系高校に通う学生に対して新たに返済免除付き貸付事業「福祉系高校修学資金貸付事業」を創設・貸付を実施し、若者の介護分野への参入促進、地域の介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的とする。※本事業は生活困窮者就労準備支援事業費等補助金における「介護福祉士修学資金等貸付事業」と一体的に実施することを予定している。

事業実施スキーム

福祉系高校入学者への修学資金貸付

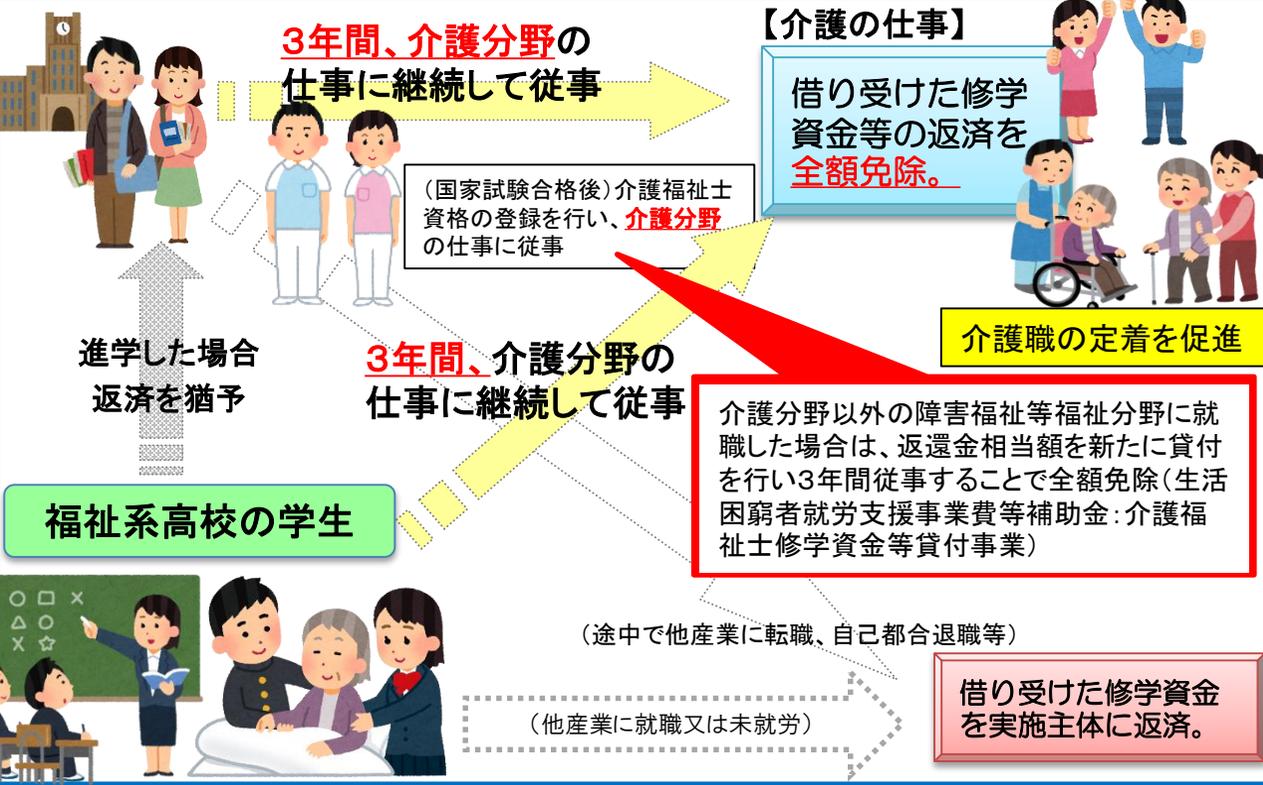
○貸付額(上限)

- ア 修学準備金(入学金を除く)3万円 (初回に限る)
- イ 介護実習費 3万円(年額)
- ウ 国家試験受験対策費用 4万円(年額)
- エ 就職準備金 20万円
(就職する場合及び最終回に限る)

※ 授業料は文部科学省施策の高等学校就学支援金において対応

※ 入学金については、都道府県が普通科も含め、独自に支援を行っているため対象外。

◎事業全体のスキームは別添「福祉系高校修学資金の運用フロー図」を参照。



介護職の定着を促進

介護分野以外の障害福祉等福祉分野に就職した場合は、返還金相当額を新たに貸付を行い3年間従事することで全額免除(生活困窮者就労支援事業費等補助金:介護福祉士修学資金等貸付事業)

(途中で他産業に転職、自己都合退職等)

(他産業に就職又は未就労)

借り受けた修学資金を実施主体に返済。



福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業の創設

令和3年度予算額: 既存の介護福祉士修学資金等貸付事業の貸付原資で対応

【要求要旨】

地域医療介護総合確保基金における「福祉系高校修学資金貸付事業」について、介護分野以外の障害福祉等福祉分野に就職した場合に返還金が生じることから、新たに返済付き貸付事業「福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業」を創設し、返還金相当額の貸付け、返還に充てることで継続的な支援を実施する。

【事業内容】

地域医療介護総合確保基金は用途が介護分野に限定されることから、「福祉系高校修学資金貸付事業」において修学資金を借り受けた学生が介護分野以外の障害福祉等福祉分野に就職し、返還金が生じた場合も、新たな返済免除付き貸付金「福祉系高校修学資金返還充当資金」を創設し、返還金相当額を貸付け、返還に充てることで継続的に若者の福祉分野への参入促進、地域の福祉人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的とする。

※ 本事業は予算編成過程の調整を踏まえ、地域医療介護総合確保基金における「福祉系高校修学資金貸付事業」と一体的に実施することを予定している。

事業実施スキーム

【実施主体】 都道府県又は 都道府県が適当と認める団体

【補助率】 定額補助(国9/10相当)

◎事業全体のスキームは別添「福祉系高校修学資金の運用フロー図」を参照

福祉系高校修学資金の運用フロー図

地域医療介護総合確保基金における福祉系高校修学資金の貸付

- 貸付額(上限)
- ア 修学準備金(入学金を除く)3万円(初回に限る)
 - イ 介護実習費 3万円(年額)
 - ウ 国家試験受験対策費用 4万円(年額)
 - エ 就職準備金 20万円(就職する場合及び最終回に限る)



進学した場合
返済を猶予

卒業後の運用は
以下と同様

介護職の定着を促進

【介護の仕事】

借り受けた修学資金
の返済を**全額免除**。



3年間、継続して従事

基金

福祉系高校の学生



修学資金
の貸付



補助金

介護職の定着を促進



【介護の仕事】

借り受けた返還充当資
金の返済を**全額免除**。

3年間、継続して従事

介護福祉士修学資金等貸付事業(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金)における福祉系高校修学資金返還金充当資金の貸付

○貸付額(上限) : 福祉系高校修学資金を借り受けた金額を上限

進路決定



介護分野



(国家試験合格後)介護福祉士資格の登録を行い、**介護分野**の**介護職の仕事**に従事

基金は用途が介護分野に限られるため、その他の分野に就職すると返還金が生じる。そのため、補助金で返還金相当額を貸し付け、返還に充てることで支援を継続させる。

補助の切替

福祉分野



(他産業に就職又は未就労)

(途中で他産業に転職、自己都合退職等)

借り受けた修学資金
を実施主体に返済。

(国家試験合格後)介護福祉士資格の登録を行い、**介護以外の障害福祉等福祉分野**の**介護職の仕事**に従事